

県民生活審議会
第1回 参画・協働推進専門委員会の議事概要

. 日 時 平成15年5月20日(火) 13:00~15:00

. 場 所 兵庫県公館 第2会議室

. 出席者 委員:

小西委員長、山下副委員長

今崎委員、北野委員、白川委員、立木委員、中瀬委員、野崎委員、
速水委員、宮道委員、森委員、門上委員

県:

清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当)、井筒県民政策部長、
大鳥県民文化局長、藤井参画協働課長、沖本参画協働課参画協働シ
ステム係長

. 主な内容

1. 開会

2. あいさつ

(井筒県民政策部長)

- ・ おかげさまで「県民の参画と協働の推進に関する条例」も昨年12月に制定し、今年4月から施行している。小さく産んで、大きく育てるのが使命ではないかと思っている。今年4月からは、パブリックコメントや、県が設置する附属機関等の委員の公募も行っている。
- ・ 今年度は、具体的に参画・協働をどう進めていくか、どう支援していくか、推進計画と支援指針を策定することになっている。
- ・ みなさんに議論いただき、参画・協働の推進に努めてまいりたいので、どうぞよろしくをお願いしたい。

3. 委員紹介

- ・ 事務局から出席委員を紹介

4. 資料説明

- ・ 事務局から、資料1~資料3のP1、参考資料1~参考資料5を使って説明

5 . 議事

(委員長)

- ・ それでは、協議にはいたい。
- ・ 【資料3】の1ページ目の論点 から について、事務局の説明に対する疑問も含めて、どなたからでもご自由にご意見をお願いしたい。

(A 委員)

- ・ 論点 の、地域づくり活動において市町と県はどのように連携すればよいかについて、市町と県がどのように役割分担するのか、具体的にどんな役割分担があるのか、現実にどのように進めているのか、事務局は具体的にどのように考えているのか示してほしい。

(事務局)

- ・ 各施策では市町と県で役割分担されているが、参画と協働という抽象的な考え方の中では、役割分担されていないのが現状である。
- ・ 条例第5条第3項にも明記されているように市町の施策を尊重しながら、県として広域的な行政を担っていくという制度上の県と市の関係を踏まえながら、参画と協働においては、どのように県と市の役割分担をしていけばよいかをこの場で議論していただきたい。

(B 委員)

- ・ 県と市町の関係について、【資料3】の参考欄に「横断的な連携関係の構築」とあるが、もう少し掘り下げた方向性をいただきたい。市町の行政や議会にもっと掘り下げて理解してもらわないと、この条例の趣旨が生きてこないと考える。

(委員長)

- ・ 最終的な意思決定は、あくまで首長や議会がやればよいのであって、この条例は最終的な意思決定ではないことをまず理解してもらわないといけない。

(C 委員)

- ・ この条例をもって各地域に実施せよ、と言ってもたぶん無理である。県がこうあるべきではないかという方向付けを今私たちが議論しているわけだが、首長、議会が条例の趣旨を理解していないと、この条例は生きてこない。各地域でこの施策を実施していただくため、ご理解いただく方策はないのか。

(委員長)

- ・ 参考資料2にある「県民行動プログラム」を見ていただきたい。これは、各県民局単位でやっているが、全県ビジョンとの関わりがはっきりしない。そのあたりが、市町との連携という点に関して、県全体でやるのかあるいは県民局単位でやるのかはまだはっきり出ていないという気がする。事務局の考えをお聞きしたい。

(事務局)

- ・ 市町と県の役割分担については、市町は基本的には身の回りのことを、県は市町を応援することやコーディネート役割を担うと考えている。議会との関係は、長と議員はどちらも選挙で選ばれているのであり、行政としては、政策形成過程において参画と協働でやっていこうとしている。正式な意思決定ということに関しては、間接民主制が基本なのだから、議会で議論、議決をして頂いて進めるということになっている。
- ・ 21世紀長期ビジョンの策定時、地域の将来像を地域で考えていくときに、地域ビジョンはあるだろうが、全県ビジョンはあるのか、という議論があった。しかし、兵庫県を一つの自治体、コミュニティとして考えると、最大公約数として県民は何を求めているのかを把握しておく必要があるだろう。県行政として施策を参画・協働で進めることを通じて、県民局、あるいは県民の行動プログラムを支援していくことにしようとして整理している。ただ、地域の大きなプロジェクトあるいは事業は、やはり地域であると同時に全県としてやっていかななくてはならないと考えている。

(D委員)

- ・ 【資料2】の計画期間を3年とするというのは、古い書き方であると思う。期間としてはこれでよいが、以降も継続していくという意味合いで創造的計画期間というような書き方はできないだろうか。
- ・ 北播磨の田園空間博物館の会議に出席したが、「再ネットワーク化による地域資源の活用」に関して、市町、地域、県民局、いろいろなケーススタディが出ており、一度レビューをする必要があるのかと考える。レビューすることによって様々な地域の固まりや組織の連携などが見られるのではないかと思う。
- ・ 子どもの環境学習の取り組みが進んでいるので、ここに参画と協働を組み込んでいくとよいのではないかと思う。

(事務局)

- ・ それぞれのフィールドでどんなことがなされているのかについては、ぜひ調べたいと思っている。全県的にやるというより、たとえば、丹波地域や加古川流域でやってみるとどうかとか考えている。「ひょうご交流社会創造ビジョン」にも生きてくる

のではないかと思う。

(E 委員)

- ・ 地域づくり活動をどう展開するかという時に、子ども会の県の理事会ではこのような議論ができるが、市町だとか地域に行くと、この条例って何のこと、という反応が多い。地域づくり活動というのは、まさにこの人たちが動いてくれなくてはならない。何人かの人を作った計画を何人かで実施する、というわけにはいかない。
- ・ 地域には大人も子どもも青年もいるが、そこに住む人々が、その地域に関してどんな意識を持っているのかを把握することから始まるのではないかと考える。地域の人に理解してもらい、自分たちで一步を踏み出すところへ、どうもっていくかが重要である。

(F 委員)

- ・ 先ほどフィールドの話が出たが、事例としてすばらしい活動をしているところはたくさんある。参画・協働のビジョンをイメージできる状態にしてあげることが大事なので、県下のうまくいっている事例をモデル化して示してはどうか。うまくいっている事例をここで取り上げたり、各県民フォーラムで取り上げたりして進めていってはどうか。
- ・ そして、フィールドワークでその事例がなぜ上手くいったのか、どのようにして連携ができあがったのか等を検証しながら進めるのがよいのではないか。

(G 委員)

- ・ 県民運動、ボランティア活動、地域ビジョン委員の取り組みと3つの活動が取り上げられているが、これらは等分ではない。県民運動には長い歴史があり、地域ビジョン委員も全県的に組織されている。しかし、ボランティア活動は、他の2つに比べて非常に若い。
- ・ ボランティアプラザのイメージは、H委員の活動を後追いしているに過ぎないと思う。H委員は、福祉だけでなく環境、国際など対象となる分野が広がり、社会福祉協議会の枠内では活動しきれないので、外に出て行かれた。三本柱の一つとしてボランティア活動を挙げるならば、社会福祉協議会ももちろん大切な組織だけれども、福祉に限定されない活動分野の拡がりへの対応をはじめ、県民に密着した支援が必要である。

(委員長)

- ・ 社会福祉協議会がいいのか、他のものがいいのか、という議論よりも、「もっと自由にできるよ」ということを出した方がいいのではないか。

(G 委員)

- ・ 福祉以外の分野でも、県民の参画と協働への編集のし直しが必要ではないかという意味で申し上げた。

(I 委員)

- ・ 【資料3】に展開イメージと出ているが、地域づくり活動については、話が広がるばかりになるのではないか。ここではどこまで議論するのかということ、もう少し限定して進めていくべきではないか。
- ・ 県と市町との関係について、例えて言えば、よその家のことに口を突っ込むというのは望ましくないと思うが、ご近所づきあいはあるので、どうつき合っていくのかを考えましょうということだと思う。
- ・ 支援指針、推進計画については、どこまで書くのかの交通整理が必要ではないか。そうでないと、県民生活審議会で行った再ネットワーク化の議論などのやり直しになってしまう。

(J 委員)

- ・ 県と市町の関係は、地域差、住民の温度差が大きいということが、実感としてある。
- ・ 県民の立場から言えば、県でも市でもいいから、とにかく自分たちの意見を聞いてもらうことが先決である。仕事の面でも、ボランティアの面でもそうである。
- ・ たとえば、今私がやっていることに関しては、神戸市でやれば市と県両方の支援を得られるが、淡路島等へ行くと状況はまったく異なる。そこでは県の力が強く、県の顔が大きく見えてくる。これは隣の家の話ではなく、地域差、温度差の話なので、それを踏まえてこれから施策を立てていかないと大きな間違いをすることになるのではないか。

(G 委員)

- ・ 県民運動、ボランティア活動、地域ビジョン委員の取り組みの3つの活動のどの話をすればよいかが見えない。事務局あるいは座長の意図を聞きたい。

(委員長)

- ・ 【資料3】のところで、3つの活動が挙げられているが、それ以外にも色々な役についている個人あるいは団体がいる。それらをひっくるめて、参画と協働の中で位置づけることが必要ではないかということと理解している。

(事務局)

- ・ 「地域づくり活動」は、条例の中で新しく出てきたことばであるが、3つの活動を

含むものであり、それぞれ3つの活動がどういう関係で動いていくのか、地域づくり活動がどう展開していくのか、それを総論的に押さえていただきたい。

- ・ ある地域でのモデル事業としてこのようなものがあり、コラボレーションでやればさらにいいものになると考えられるときに、それをどう支援していくのか、を考えないといけないと思っている。
- ・ そういう意味で、役割分担が大事になってくる。その役割分担はそれぞれの取り組み事業で異なってくるのかもしれないが、基本的には住民にとって身近な自治体である市町を尊重する。それを踏まえて、市町では対応できないこと、県ならではのことなど、県としてどんな支援ができるのかを考えたい。

(委員長)

- ・ 時間が限られているので、このあたりで【資料3】の2ページ目の説明を事務局にお願いしたい。

〔事務局から、【資料3】の2ページ目を説明〕

(委員長)

- ・ 【資料3】の2ページ目では、～の論点を整理してもらっている。これらについてご自由に発言をお願いしたい。

(A委員)

- ・ これまで、議員が、地域のことを把握して、議会で意見がかわされていたと思われる。従来のやり方と、参画と協働による直接県民から意見が出されるやり方とがあることになるわけだが、議員の認識はどうなっているのか、聞かせてほしい。

(事務局)

- ・ 間接民主制と直接民主的手法の併用という形になるが、議会と首長はどちらも県民から直接の負託を受けた独立対等の関係にあるという前提で説明させていただいている。しかし、あくまでも主役は県民なので、県民が前にいて、行政と議会が連携を図りながら後押しするという説明をさせていただき、ご理解頂いている。
- ・ 参画と協働として、いろいろなツールを使い、県民に出てきてもらうが、重大なことは議会で議決される。議員も県民のニーズを聞き、行政も政策形成段階で県民からニーズを聞くということだと考えている。

(事務局)

- ・ 参画と協働が進めば、議員、県民、各種団体、企業、行政それぞれの棲み分けがで

きてくるだろう。

(A 委員)

- ・ 参画と協働の推進条例の本来のねらいは、ボランティアの世界を中心とした「新しい公の創造」にあると理解している。具体的にそれぞれの場面で何をしていくのか、どういう解決策を示していくのかということを考えればよいのではないかと。
- ・ ボランティアプラザは県の組織だと思うが、市にも同じようなものがある。ボランティアプラザに登録する場合、市の場合はどうなるのか。県と市が連携し、たとえば一つの市で登録されれば全県的にも登録されることになるのか、そのあたりを教えてください。

(事務局)

- ・ 官による公を変革し、民による公を創造する、いわば公の分野を民へシフトしていくことが重要である。これまで官が独占していた分野の中で、より質の高いサービスを提供できる分野については、民で対応していただくことが大切で、それに応じて官自身も変わっていく必要がある。
- ・ 登録制度の件だが、たとえばプラザに登録していただいた内容について、市町でも、あるいは他の部局でも情報ネットワークシステムを持っているので、プラザに限らず、いろいろな形でリンクを張りながら、情報ネットワークを構築していきたい。

(C 委員)

- ・ 先ほどの議会、審議会、行政との関係についてだが、行政のシンクタンクである審議会での審議を踏まえて、行政が政策をつくり、議会に提案し、それについて議会がチェックするということが政策形成の本来の姿であると考えている。

(委員長)

- ・ 参画と協働のシステムは何も行政だけのツールではない。議会もこのシステムを活用して、民がどのようなニーズをもっているのか、ニーズの把握などに活用してもらえばよい。

(C 委員)

- ・ 地域づくり活動登録について、インターネットを使うことが当然のように書かれているが、中心となって活動をしている人の中で、インターネットを使えない人もまだまだ多い。その人たちが利用できるシステムも考えておかないといけない。
- ・ パワーアップ事業に関しても、手を挙げる人は書類作り等に優れた人だ。実際に中心となって活動している人がそのような事務的手続きに優れているとは限らない。

そういう人があぶれないような仕組みもつくりたいといけない。

(事務局)

- ・ 登録制度について、パソコンを利用できない人も想定に入れて、紙情報でプラザや各県民局に提出していただき、こちらで代行入力させていただく形になっている。

(H 委員)

- ・ C 委員が言われた企画書の提出等についてだが、そのために社会福祉協議会や NPO センター等の中間支援組織があるので活用していただきたい。
- ・ 私の市では支援指針を去年つくったが、活動していくにあたっては市だけではなく、市と県両方の指針が必要だと実感した。役割分担と言っても、活動する者の身になれば、県と市と両方とも必要だということが分かる。

(K 委員)

- ・ 私たちは、日常生活の中で目的や状況によって買い物先を使い分けている。デパート、コンビニなどそれぞれの役割がある。参画と協働においてもいろいろな役割を担うところがあり、各自がそれぞれの状況によって、たくさんのチャンネルの中から、もっともふさわしいチャンネルを選択できるよう、支援を求める一般県民にどんな支援があるのかをわかりやすく示してほしい。
- ・ 以前、国から助成金を頂いたときに、一番重要視したのは地元の山を再生することだったので、地元の方とどんな山にしたいのか検討委員会を作った。地元の方に最初から継続して活動していただいたことが大変良かった。これが参画と協働の原点ではないか。
- ・ 審議会等の委員の公募が行われているが、参画と協働のきっかけはまだまだ足りない。政策決定、企画・立案段階から公募委員を入れてもらいたい。

(委員長)

- ・ 資料の中に、“県民一人ひとり”と書いてあるが、“ボランタリープラザ”の記載を見ると、主体が団体になってしまっている。参画と協働の基本は、団体ではなく、個人ではないかと思う。
- ・ 参画と協働のできる人の資格は問うべきであろう。役割分担といっても県とその役割を果たすことができないような人や団体と、一緒にする必要はない。また、本来県や市のやるべきことを代行するのが自治会等の地縁団体の役割ではないということもはっきりさせておかななくてはならない。参画と協働という形で、一緒にするための前提をもっとはっきりさせるべきであろう。

(B 委員)

- ・ 自治会は行政の下請け機関ではない。それぞれが住む町を、自らの力で住みやすくするために、行政と協力していこうという立場である。これは規約の中で明記されている。「我が住む町」というものを前提に考えていくなら、参画と協働で取り組んでいくことに私は賛成だ。

(G 委員)

- ・ 【資料3】の論点 ~ に関連するが、他の2つの活動に比べて、ボランティア活動は弱いことをもう一度強調したい。中間支援の育成、活動拠点など、この部会で議論するにふさわしいのではないか。

(I 委員)

- ・ ここで議論するには、【資料1】を見ると、スケジュール的に厳しい。
- ・ この部会では、【資料3】の参考欄に記載されていること(県民生活審議会の答申での記載事項など)との折り合いをどうつけるかを議論すべきではないか。
- ・ 参画・協働自体は道具なので、これを使って何を実現するか、を考えないといけなない。すでに出た答申を前提としながら、参画・協働の視点からどう組み直すか、補ったり、掘り下げたりしたらどうか。
- ・ そのうえで、たとえば先ほどGさんが仰っていたような議論などの目玉をつくりたい。
- ・ 片付けられるところは片付けて、余力は一極に集中するか、全体に割り当てるか、割り切りをしておかないといけなないのではないか。

(委員長)

- ・ 今日の議論を事務局で整理して、次回以降を積み上げていきたい。
- ・ 参画・協働を推進するために、参画・協働の活動の拠り所をつくり、それによって活動に広がりができることを期待するものであるが、どうやって参画・協働していけばいいのか、という声も多かったので、今回は支援指針、推進計画の骨子について議論いただきたい。

6. あいさつ

(清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当))

- ・ 参画と協働に関しては、県庁職員の姿勢がまず問われている。
- ・ 企業、地域住民、行政、各種団体が対等に取り組んでいく関係をつくりたいと考えている。多様性を認め合い、多様な主体の共存を図りたい。
- ・ 総合部分での議論は県民生活審議会でも出ているが、具体的にどうするか、難しい

ところではあるが、今後ともご意見をいただきたい。

7. 閉会